

## 行政文書公開諾否決定期間延長通知書

8平み第157号  
令和8年6月22日

西久保 祐輔 様

平塚市長 落合 克宏



令和8年6月12日付けで公開請求がありました行政文書の公開については、条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長しましたので通知します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

### 公開請求に係る行政文書の内容

- 1 当該31万人の算出に用いられた、各通信キャリア（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等）または位置情報データ提供事業者、コンサルタント会社等から、平塚市が取得・購入・借用、または業務委託の成果物として保有している人流データ・位置情報データ（ローデータ、ログデータ、csv、テキスト、その他電子データ一切）。
- 2 上記データを合算・集計・補正・分析し、合計「約31万人」という数値を導き出す過程で作成・使用されたExcel等のスプレッドシート（計算式、関数、ワークシート、集計表等を含む電磁的記録）。
- 3 当該人流データの取得、または分析にあたり、平塚市が民間業者等と締結した契約書、仕様書、見積書、成果品、およびこれらに係る決裁文書。
- 4 当該議会答弁（31万人、および「歩道などは含んでいない」等の発言）を作成するにあたり、都市整備部（または公園緑地課等）の内部で作成された答弁資料、想定問答集、レクチャー資料、および部内ミーティングの復命書・記録。

### 条例第10条第1項の規定による決定期間

令和8年6月12日から令和8年6月29日 まで

### 決定期間を延長した後の諾否の決定を行う期限

令和8年8月12日 まで

### 決定期間を延長する理由

第三者からの意見聴取に相当の日数を要するため

### 主管課

都市整備部みどり公園・水辺課公園管理担当

電話番号 0463-23-1111 内線 6574